

保育所等の職員配置基準と保育士等の処遇の改善を 求める意見書

昨今、我が国において急速に少子化が進む中で、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができる社会の実現が強く求められており、保育所等においても、より手厚く質の高い保育サービスを提供していくことが重要である。

このような中、学校教育においては小学校における学級編成の標準の引下げの実施が決定され、令和3年度学校基本調査によれば、公立小学校の1学級当たりの児童数は22.7人となっているにもかかわらず、保育所等においては、職員の配置基準は満4歳以上児では幼児30人につき保育士等1人以上とされており、70年以上も見直しがなされていない。

また、保育士等の処遇については、政府において、これまでも賃金水準の引上げなどその改善を図ってきたところであるが、コロナ禍を経て子どもの貧困や虐待などが深刻化する中、保育士等が子どもや保護者と丁寧に関わることが今まで以上に求められており、保育の担い手を確保し、保育士等の専門性を高め、保育をより充実させていくためにも、さらなる処遇の改善が必要である。

以上のように、保育所等の職員配置基準や保育士等の処遇の改善が急務であることから、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 保育所等の職員配置基準の改善を行うこと。
- 2 保育士等の賃金水準の引上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
- 3 加えて、地方が確実に対応できるよう、国において必要な財源を確保し、地方への財政支援を充実拡大させること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

岐阜市議会

国会及び関係行政庁宛